

## 「税制改正によって、退職所得控除額の計算が変わる」

### 1. 退職所得控除額の勤続年数とは

退職金は老後の生活資金のために重要なお金です。そのため、退職金に対する所得税は給与に比べて、優遇された制度となっています。具体的には、下記のように退職所得を計算して税率をかけます。

(退職金 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得

そして、退職所得控除額は、勤続年数を A としたら次のように計算します。

A が 20 年以下 → 40 万円 × A

A が 20 年超 → 800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

ということで、勤続年数が長い方が退職所得は低くなり、所得税も安くなるのです。

このとき、1 つの会社からではなく、2 つの会社から退職金を受け取る場合には「5 年ルール」というものが定められています。例えば、X 会社と Y 会社に同時に役員として就任して、X 会社に 20 年勤務して退職金をもらい、その 3 年後に Y 会社を退職して退職金を受け取ったとします。この場合、Y 会社には 23 年間勤務していますので、退職所得控除額は 1,010 万円と計算するはずですが、ところが、X 会社の退職金を受け取ってから 5 年以上が経過していないため、勤続期間が重複している 20 年間の退職所得控除額 800 万円が減額されてしまうのです。つまり、Y 会社の退職金の退職所得控除額は 210 万円となるのです。

### 2. 社長の職務内容からの主張

もし、先ほどの事例で、X 会社から退職金を受け取ってから 5 年以上経過した後、Y 会社から退職金を受け取れば、退職所得控除額が減額されることはなく、すべての勤続年数を重複利用することができます。ということは、自分で X 会社も Y 会社も経営しているならば、退職金を支給する時期は調整できるため、あまり問題にならないかもしれません。

ところで、会社からの退職金ではなく、確定拠出年金(企業型 DC、または iDeCo)の給付金(以下、

「iDeCo 等」という)を一時金として受け取ると、みなし退職金として退職所得と同様の計算を行うこととなります。このとき、先に会社から退職金を受け取った場合、その後 iDeCo 等の一時金を 5 年以上の期間をあけて受け取れば、勤続年数の重複利用ができる訳ではないのです。先に会社から退職金を受け取ると、その後 20 年未満で iDeCo 等の一時金を受け取ったら、重複している勤続年数に対応する退職所得控除額が減額されてしまうのです。iDeCo 等の一時金は 75 歳までしか支払いを猶予することができないため、会社からの退職金を 55 歳で受け取れない限り、退職所得控除額は減額されてしまうのです。つまり、ほとんどの人が勤続期間の重複利用ができないはずですが。

### 3. 令和 7 年の税制改正で変わったこと

先ほどは先に会社から退職金を受け取ったケースでしたが、逆に、先に iDeCo 等の一時金を受け取り、その後、会社からの退職金を受け取った場合には、今までは 5 年以上の期間を空けていけば、すべての勤続年数の重複利用ができていました。これならば、60 歳で iDeCo 等の一時金を受け取り、65 歳で会社から退職金を受け取れば問題なかった訳です。

ところが、**令和 7 年の税制改正によって、この 5 年以上が令和 8 年 1 月以降の支給分から 10 年以上に改正されてしまったのです。**そのため、iDeCo 等の一時金を 60 歳で受け取るならば、会社からの退職金は 70 歳で受け取るようにしなければ、重複している勤続年数に対応する退職所得控除額が減額されてしまいます。iDeCo 等の加入期間は長いことが予想されるため、重複している勤続年数に対応する退職所得控除額が減額されれば、所得税の負担がかなり増えてしまいます。今まで、**65 歳で役員や従業員に退職金を支給する計画だった会社は、70 歳での支給に変更する必要があるかもしれません。**それに伴い、退職金の原資を生命保険で準備している場合には、保険期間の見直しも検討する必要があります。

## 2025 年 5 月～お仕事備忘録～

### 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6 月から新年度の特別徴収税額となります。6 月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

### 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年 6 月 10 日と 12 月 10 日の年 2 回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

### 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より 5 日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

### セミナー情報

**経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上!!  
 たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に!  
 幹部と一緒に作る!!**

### 経営計画書作成セミナー

**経営計画を立てると会社生まれ変わる!**  
 ◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます!  
 ◎何でも質問 OK です!

**日程 2025 年 06 月 24 日(火)**

時間 10 時～17 時(受付 9 時 45 分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円(税抜)【定員 5 名様】

\*おひとり様追加毎に+5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山  
 申し込みフォーム:

<https://forms.gle/Rsh3F42DQWE6cP>

89



### 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

\*5 月 1 日(木)

5 月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
 所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や  
 職員の日常を紹介しています!  
 どうぞご覧ください。

Facebook



HP



Instagram



### プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : [soumu@ideasoken.jp](mailto:soumu@ideasoken.jp)